

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	筑紫野市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-6
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/sougouseisakubu/senryakukikaku/jouhou/my-number/mainanba-seidogaiyo.html#dokuji">http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/sougouseisakubu/senryakukikaku/jouhou/my-number/mainanba-seidogaiyo.html#dokuji</a>

執行機関名 筑紫野市長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	筑紫野市中心身障害者扶養共済制度の掛金補助に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	筑紫野市中心身障害者扶養共済制度掛金補助に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年福岡県条例第21号。以下「県条例」という。)が実施する心身障害者共済制度(以下「共済制度」という。)に加入する心身障害者の保護者で掛金の納付が経済的に困難な者に対し、筑紫野市がその掛金を補助し、もって心身障害者の生活安定と福祉増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		筑紫野市中心身障害者扶養共済制度掛金の補助に関する条例(昭和45年7月27日条例第18号)